

2026 年 8 月 18 日

文部科学大臣
松本 洋平 様

日本教職員組合
中央執行委員長 梶原 貴

「熊本地震」にかかわる教育復興のための要請書

日頃、教育の発展にご尽力されていることに対して、改めて敬意を表します。

さて、熊本地震は宇城市・氷川町で震度 7 を観測し、熊本県を中心に九州各地に甚大な被害を与えています。熊本県下の多くの小中学校・高等学校・特別支援学校で施設・設備が破損し、立ち入りすらできなくなるほどの大きな被害を受けた学校もあります。被災地の教職員は、自ら被災しながらも、子どもの安否確認と安全確保に全力を挙げています。避難所に指定された学校では、教職員が救援活動の一部を担っているところもあります。今後、学校の要望に沿った継続的かつ早急な支援が求められています。

日教組は対策本部を設け、情報収集活動とともに、教育復興のためのカンパ活動等を開始しました。

政府は非常災害対策本部会議を設置し、被災者の救援にとりくんでおられるところと存じますが、次の事項の実現にむけて、文科省としても各自治体への支援を含め、全力を尽くされるよう要請します。

記

1. 子ども・教職員の健康と安全確保について

- (1) 災害の拡大も想定した上で、子ども、教職員の安全確保に努めること。
- (2) 子どもたちが安心・安全に生活できる体制整備を行うとともに、健康維持と精神的ケアのできる具体策を講ずること。
- (3) 被災した教職員が心身の健康を維持し、仕事と家庭を両立させて働き続けられる環境を整えるため、教職員の臨時加配をはじめとする必要な財政的・定員上の措置を講ずること。

2. 学校の再開による子どもの学習権の保障について

- (1) 教育委員会に対して、子どもの安全確保と学校の再開にむけ、教職員組合との話し合いの場を確保するなど現場の声を反映するよう周知すること。
- (2) 子どもが日常的に使用する教材・学用品・通学用品などの提供や諸費用の免除・減免などの支援を行うこと。特にタブレット端末、家庭での通信環境にあたっては十分に考慮すること。
- (3) 外国につながる子どもや性的マイノリティーの子どもなど、特別な配慮が必要な子どもの支援のために対策を講ずること。

3. 学校の再開と教職員配置を含めた教育環境の整備について

- (1) 学校や教育関係施設の早期復旧をはかること。仮設校舎を建てる場合や空き教室を利用する際には、冷暖房や通信環境（Wi-Fi 等）の整備を行うこと。避難場所になっている学校や復旧期間中の学校では、子どもたちの学習ができる代替教室建設等の措置を講ずること。

- (2) 通学区域外の公的施設等に避難した子どもの就学・修学保障にむけた措置を行うこと。その際、必要に応じて通学保障を行うためのスクールバスやタクシー通学介助者を配置すること。
- (3) 避難に伴う児童生徒数の増が生じた場合は、避難先学校の教職員の臨時的加配を充実させるなどの具体的措置を講じること。子どもの心身のケアや特別な配慮を必要とする子どもへのきめ細かい支援が行えるよう、養護教諭の未配置校への配置及び配置校への複数配置を行うこと。就学援助費等の事務や校舎・設備修理に係る業務増加のため被災した地域の学校の事務職員を臨時的に増員すること。
- (4) 避難所運営等を行っている教職員については適正な勤務管理を行うとともに、健康と福祉を害することとならないよう自治体防災担当部局等と連携し必要な措置を講ずること。
- (5) 被災地校においては、子どもや教職員の負担を考慮し、柔軟な教育課程の編成を可能とすること。
- (6) 転出入等の事務手続きに際しては、必要書類を精選するなど柔軟な対応を行うこと。

以上